

令和元年度（2019年度）
港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価
（平成30年度分）
報 告 書

令和元年（2019年）12月

港区教育委員会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

Declaration as a City of Peace

Minato City

August 15, 1985

All people are one in wishing to preserve the beauty of the earth and the permanence of world peace. These sentiments will never change.

We are working to build a community dedicated to the welfare of its citizens, while striving for true peace and the preservation of our cultural traditions.

Our duty to the generations that will follow is to hand over into their keeping a society built on the brotherhood of all people and a natural environment that is flourishing and beautiful.

We request our government to abide firmly by the “three nonnuclear principles” (renouncing possession, production, and introduction of nuclear weapons) and appealing to all citizens everywhere to seek the abolition of nuclear weapons.

As it is our earnest wish for world peace, we hereby declare Minato City to be a City of Peace.

目 次

1	点検及び評価の実施目的	1
2	点検及び評価の視点	1
3	点検及び評価の実施方法	1
4	令和元年度点検及び評価実施概要	3
5	令和元年度点検及び評価対象事業	4
6	点検及び評価結果	
	事業1 特別支援教育の充実	
	教育委員会評価	5
	評価委員の意見	7
	今後の取組の方向性	9
	事業2 特別支援教育体制の整備	
	教育委員会評価	10
	評価委員の意見	12
	今後の取組の方向性	14
	事業3 ICTを活用した教育の推進	
	教育委員会評価	15
	評価委員の意見	17
	今後の取組の方向性	19
	事業4 ICTを活用した生涯学習事業の推進	
	教育委員会評価	20
	評価委員の意見	22
	今後の取組の方向性	24

事業5 障害者スポーツの観戦・体験機会の創出

教育委員会評価	25
評価委員の意見	27
今後の取組の方向性	29

事業6 学校図書館支援機能の強化

教育委員会評価	30
評価委員の意見	32
今後の取組の方向性	34

資料Ⅰ	点検及び評価の経過	35
-----	-----------	----

資料Ⅱ	評価委員	35
-----	------	----

資料Ⅲ	実施要綱	36
-----	------	----

1 点検及び評価の実施目的

点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会が行う事務について執行状況の点検及び評価を行い、その結果を区民に公表することにより、区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施する。

2 点検及び評価の視点

教育分野における事業においては、効果がすぐに目に見えて現れないものもあることから、中長期的な視点で重点的、先駆的に実施すべきテーマに特化した点検・評価を実施し、教育の質の向上に活用するものである。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 点検及び評価の対象

「港区学校教育推進計画」「港区生涯学習推進計画」「港区スポーツ推進計画」「港区立図書館サービス推進計画」「港区子ども読書活動推進計画」（平成 30 年度～平成 32 年度）の各計画において掲げる、基本目標のもとに体系化された施策に基づき実施する事業を対象とし、前年度に実施した事業について点検及び評価を行う（※）。

※令和元年度は、平成 30 年度に実施した事業について点検及び評価を行う。

(2) 点検及び評価対象事業の決定方法

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、点検及び評価の対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。

(3) 評価シートの作成

教育委員会で決定した点検及び評価対象事業（以下「評価対象事業」という。）について、評価シートを作成する。

教育委員会事務局による評価については、「成果」「有効性」「効率性」の視点から点検・評価し、評価の理由に加えて課題、問題点を記載する。

また、項目別評価基準については、事業内容を計画どおり実施している場合は評価 3 で評価する。事業内容が計画以上に成果を上げている場合、事業の取組が施策の推進に寄与（適合）し、計画達成に向けて有効な取組となっている場合及び適切な手法・手段により事業が実施され効率性が高い場合は、評価 4 又は 5 で評価するものとする。

(項目別評価基準)	5: 極めて高い 4: 高い 3: 普通 2: 低い 1: 極めて低い
(総合評価基準)	<input type="checkbox"/> 拡充 事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの <input type="checkbox"/> 継続 同様の事業内容で実施していくべきもの <input type="checkbox"/> 改善 事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの <input type="checkbox"/> 廃止 事業の必要性がないため廃止すべきもの

(4) 評価の実施

評価対象事業の評価シートをもとに評価委員からいただいた意見を踏まえ、評価対象事業に対する教育委員会の評価及び今後の取組の方向性を示す。

評価委員から評価及び意見を受けるに当たっては、評価委員に対して事業の内容を説明する。

(5) 報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を港区議会へ報告するとともに、区民に公表する。

(6) 事後点検による評価の活用

前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について取組状況の確認を行い、報告書とは別に取りまとめて、当年度中に取組状況を報告する。

令和元年度点検及び評価実施概要

港区教育ビジョン
～すべての人の学びを支えつなぎ生かす～
【5つの個別計画】

港区学校教育推進計画

港区生涯学習推進計画

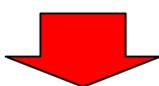
港区スポーツ推進計画

港区立図書館サービス推進計画

港区子ども読書活動推進計画

① 評価対象事業の決定【令和元年6月25日（火）】

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、評価対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定した。



② 評価シートの作成【令和元年7月3日（水）～7月16日（火）】

教育委員会で決定した評価対象事業について、評価シートを作成する。



③ 第2回評価会議において評価委員へ自己評価の提示・ヒアリング 【令和元年8月5日（月）】



④ 評価シートをもとに評価委員による評価 【令和元年8月9日（金）～8月20日（火）】



⑤ 評価委員と教育委員との意見交換【令和元年8月27日（火）】



⑥ 教育委員会による評価及び今後の取組の方向性を決定



⑦ 今後の取組の方向性に対する取組状況の確認・報告 (翌年度の9月1日を基準日として進捗状況を確認・報告する。)

令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 対象事業

	計画名	施策名	対象事業名	この施策（対象事業）を選んだ理由	担当課
1	学校教育推進計画	特別支援教育の推進	特別支援教育の充実	「港区における障害児支援のあり方検討会」を開催し、医療的ケア児の受け入れ方法や発達障害児への教育機会の充実などについて平成30年度に検討を行いました。その検討結果をもとに、実際に発達障害児への支援を行っているため。	学務課 教育指導課
2			特別支援教育体制の整備		
3	学校教育推進計画	個性と能力を伸ばす教育の推進	I C Tを活用した教育の推進	急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を、各学校段階・各教科等の学習活動を通じて育成する重要性が高まっています。 今後、I C T（校務支援システム、電子黒板、デジタル教科書、タブレットP C）の導入における効果について、確認するとともに、更なる充実に向けどのように取り組んでいくか検討していく必要があるため。	教育指導課
4	生涯学習推進計画	だれでも学べる機会の充実	I C Tを活用した生涯学習事業の推進	学習機会の充実を図るため、生涯学習に関する講座に参加できない人々に向けて、いつでも、どこでも、だれでも視聴できるよう、平成27年度から動画配信事業を実施しています。今後も引き続き、工夫・改善し、事業を展開する必要があるため。	生涯学習スポーツ振興課
5	スポーツ推進計画	障害者スポーツへの理解促進と普及・啓発	障害者スポーツの観戦・体験機会の創出	東京2020大会等を契機として、区民が障害者スポーツへの理解を深められるよう体験機会の提供や環境の整備を行っています。東京2020大会終了後も障害者スポーツの普及拡大を図っていけるよう、事業の工夫・改善が必要であるため。	生涯学習スポーツ振興課
6	図書館サービス推進計画	学校図書館との連携の推進	(図書館サービス推進計画) (子ども読書活動推進計画) 学校図書館支援機能の強化	学校図書館を授業等にさらに活用するため、全区立小中学校に学校司書を平成29年度から配置しています。司書教諭等の学校図書館関係者と連携を強化し、学校図書館の利活用を推進して、子どもの豊かな学びにつなげていく必要があるため。	図書文化財課
	子ども読書活動推進計画	学校図書館に対する支援体制の構築			

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	184		
港区学校教育推進計画	30～32	56		
港区の教育	30			

事業名	特別支援教育の充実			
評価対象事業年度	平成30年度	事業開始年度	平成18年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課特別支援相談担当及び教育指導課			

事業概要	
事業の目的	通常の学級、特別支援学級に在籍している幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境、内容、方法の充実を図る。
事業の対象	知的障害児及び発達障害児
事業の内容 (進捗状況)	<p>(1) 特別支援教室での指導の実施 通常の学級に在籍している発達障害(LD,ADHD,自閉症スペクトラム障害)等、学習について特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、自分の特性に気づき、その対処法を学ぶことや、得意な力を伸ばし苦手な部分を補う特性に応じた学び方を習得するなど、特性に応じて指導することで、通常の学級における学習や生活に適應できる力を育みました。特別支援教室には、臨床発達心理士などの資格を有した心理士が年間40時間巡回し、指導や支援に対する専門的な助言をしました。また、小学校は平成28年度、中学校は令和元年度より配置された特別支援教室専門員が教材作成の補助をするなど、指導の充実に努めました。</p> <p>(2) 学習支援員の配置 通常の学級に在籍している発達障害等、学習について特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し在籍の学級での授業の際に個別の支援を行い、より多くの対象児童・生徒が集団での学習に見通しをもって参加できるようにしました。</p> <p>(3) 特別支援アドバイザーなどの専門家の活用 臨床心理士や特別支援教育の専門家などの特別支援アドバイザーを各幼稚園、小・中学校に派遣し、発達障害等の幼児・児童・生徒に対する教育的支援の方向性や方法を指導・助言しています。令和元年度からは、特別支援教室の巡回心理士が全小・中学校に配置されることから、小・中学校における特別支援アドバイザーを廃止しました。</p> <p>(4) 特別支援学級の専門性向上 東京都立青山特別支援学校と区立青山小学校特別支援学級との連携により、特別支援学級の担任の指導力の向上を図りました。</p> <p>(5) 多様な学びの場の提供 通常の学級に在籍している発達障害等の児童・生徒で、通常の教育課程ではそのもてる力を十分に発揮できない児童・生徒に対し、その児童の持てる力を最大限に発揮できる活躍の場を提供することで、情緒の安定を図るとともに才能を伸ばさせました。</p>
根拠法令等	港区特別支援教育学習支援事業実施要項、東京都公立小学校及び中学校通級指導学級等設置要綱

事業実績	
実績・成果 (数値も記入)	<p>(1) 特別支援教室での指導の実施 平成28年4月 全区立小学校に特別支援教室を設置 平成30年4月 全区立中学校に特別支援教室を設置</p> <p>(2) 学習支援員の配置 平成30年度は、小学生326名、中学生26名に学習支援員を配置しました。</p> <p>(3) 特別支援アドバイザーなどの専門家の活用 幼稚園12園、小学校18校、中学校10校に各校年間5回、特別支援アドバイザーを派遣しました。 特別支援アドバイザーの観相談件数は、幼稚園、小中学校でのべ686件</p> <p>(4) 特別支援学級の専門性向上 東京都立青山特別支援学校の特別支援コーディネーターが区立青山小学校特別支援学級の担任に対し指導上の工夫などについて指導・助言した結果、年度末の教員アンケートにおいて「自閉症児への指導の充実が図ることができた」と感じた教員が多かったです。</p> <p>(5) 多様な学びの場の提供 令和元年度に特別支援教室利用児童を対象としたプログラミング学習会を開催するため、芝浦工業大学付属中等高等学校の講師と実施に向け協議しました。</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況							決算状況			
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成29年度	91,064	91,064					-422		90,642	87,350	96.37%
平成30年度	91,064	91,064		219			219		91,283	91,202	99.91%
令和元年度	132,028	132,028					-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	<p>【学習支援員事業】 @1,300円×45,960(時間)=59,748,000(円) 学習支援員アドバイザー費用他 26,455,440(円) 【特別支援アドバイザー】 @8,000円×3(時間)×5(回)×40(園・校)=4,800,000(円) 【特別支援学級の専門性向上事業】(都補助金) 199,000円</p>										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	障害者差別解消法の施行に伴い、今後一層の特別支援教育の充実を図る必要があるとともに、区内において特別な支援を要する幼児・児童・生徒が増加傾向にあることから、通常の学級、特別支援学級に在籍している幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境や内容をさらに充実させていく必要があるため、事業目的は港区のニーズに合致しています。
事業の効果性	5	通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒への支援により、対象となる児童・生徒が安心して学習に臨めるようになったり、友達とのトラブルが軽減したりするなど、集団適応能力の向上に非常に高い効果が認められています。このように指導の効果が見られ、障害の状況の改善が図られたことから、特別支援教室を退級できる者が増加している傾向が見られています。
手法の効率性	4	特別支援教室巡回心理士や特別支援アドバイザー等の専門家の意見を参考に、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し、定期的に評価することで、その時々状況や状態に応じた支援を講じることにより効率性が確保されています。
区が実施する妥当性	5	区として特別支援教育のさらなる充実を図るため、通常の学級に在籍している発達障害等の幼児・児童・生徒に対し、特性に応じた指導及び支援を充実させていくことに加え、障害児に対する生涯を通じた教育支援を区として推進していく必要があるため、教育委員会事務局で実施することが極めて妥当です。
事業継続の必要性	5	特別支援教育の対象となる幼児・児童・生徒が増加し、集団不適應を起こしたり、不登校に陥ったりしている児童・生徒が増えていることに加え、特別な支援を受けることへの保護者のニーズが高まっているため、事業を継続、拡大していく必要性が極めて高いです。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>障害者差別解消法に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童・生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級において、幼児・児童・生徒の十分な学びを確保し、一人ひとりの児童・生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要があります。今後も、障害のある幼児・児童・生徒に対する特性に応じた教育活動及び支援を充実させていくことに加え、出生から就労までを見据えた特別支援教育を一貫して推進していく必要があります。</p>
二次評価 (評価会議による評価)	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協力し、チーム学校として、幼児・児童・生徒の障害の状況に応じた指導を行う視点に加え、障害者福祉課障害者支援係等の福祉部門や民間企業とも連携することで、出生から就労までを見据えた特別支援教育をより一層推進していくことにつながるの御意見をいただきました。「教育」だけではなく「福祉」や「民間企業」との連携も意識して行うことでインクルーシブ教育システムの構築を目指します。</p>
三次評価 (教育委員会による評価)	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>共生社会の実現に向け、地域とのつながりを意識する他、「教育」だけではなく「福祉」や「民間企業」との連携も意識して行うことでインクルーシブ教育システムの構築を目指すとともに、出生から就労までを見据えた一貫した特別支援教育を推進していく必要があります。また、児童・生徒への指導や支援に従事する教員等の質の向上に努める必要があるとの御意見をいただきました。現在、実施している「教員研修大学講座」や「特別支援教育コーディネーター研修」等を活用し、近隣大学と連携して教員等の資質向上を図る必要があります。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

評価委員の意見

評価対象事業：特別支援教育の充実

意見記載評価委員名：森嶋 昭伸

- ・特別支援教室専門員や学習支援員の配置、特別支援アドバイザーの活用など、特別支援教育の充実に積極的に取り組まれていることを高く評価します。
- ・今後についても「生涯を通じた教育支援」「出生から就労までを見据えた特別支援教育」の推進を目指されていることは、とても意義ある取組と期待します。
そのためにも、幼保の段階への配慮と連携、福祉部門や民間企業等との連携は重要と考えます。また、障害のある人へのICT教育は重要と考えますので、そのための教員研修や生涯学習等の充実についても検討ください。

意見記載評価委員名：渋谷 恵

- ・第3期教育振興基本計画（2018~2022年度）においては、多様なニーズに対応した教育機会の提供が重要な目標の一つとして挙げられています。障害のある児童生徒の教育にあたっては、一人ひとりの障害の状態やニーズに対応し、生涯を見通した特別支援教育の推進が課題となります。特別支援教育の一層の充実と関係機関との連携強化が引き続き求められます。
- ・港区においては、全区立小学校に加え、平成30年度より全区立中学校に特別支援教室が設置され、指導の充実が図られています。また臨床発達心理士等による専門性を生かした巡回指導、都立青山特別支援学校の特別支援コーディネーターによる区立小学校特別支援学級に対する指導等、連携に向けた取組がなされています。特性に応じた多様な学びの場の提供も重要な展開と考えます。
- ・就学前から学齢期、卒業後の就労等の社会参加まで、生涯にわたる自立と社会参加のための支援体制、地域の関連機関との連携がさらに進むことを期待します。

意見記載評価委員名：末松 裕基

- ・ 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境、内容、方法の充実を図るために、広い視野に基づいた取組が行われていると言える。
- ・ 学級担任や養護教諭、また、スクールソーシャルワーカーなどとの連携も課題になるテーマであるが、それらにとどまらず、就労に向けた関係機関・団体との連携のあり方も意識されている点は高く評価できる。
- ・ また、就労については、本事業の取り組み状況についての家庭との情報共有が重要な課題となるため、保護者との連携を今後も引き続き充実させてほしい。

今後の取組の方向性

<評価対象事業名：特別支援教育の充実>

地域とのつながりを意識する他、「教育」だけではなく「福祉」や「民間企業」との連携も意識して行うことで共生社会の構築を目指します。さらに、出生から就労までを見据えた支援の中で、学齢期における特別支援教育の充実を図ってまいります。

また、児童・生徒への指導や支援に従事する教員等の授業の質を高める必要があるため、現在、実施している「教員研修大学講座」や「特別支援教育コーディネーター研修」等を活用し、近隣大学や発達支援センターに所属するOT（作業療法士）やST（言語聴覚士）などの専門家と連携して、教員等の指導力向上を図ります。

1 特別支援教室での指導の実施

他者とのコミュニケーションに課題のある児童・生徒に対し、小集団指導を積極的に取り入れるよう働きかけ、コミュニケーション力の向上を目指します。

2 学習支援員の配置

支援の必要なときに、個別の指導を加えることにより、児童・生徒の理解力を向上させます。そのことにより、支援が無くても授業に主体的に参加できる児童・生徒を増やしていきます。

3 特別支援教育アドバイザーなどの専門家の活用

特別支援教育の専門家として、幼稚園においては特別支援教育アドバイザー、小中学校においては巡回心理士などの助言をもとに、個に応じた支援体制を特別支援教育コーディネーターが中心となって構築します。

4 特別支援学級の専門性向上

児童・生徒の就労までを見据え、企業における職場体験や職場見学を実施するなどキャリア教育の充実を図っていきます。併せて、キャリア教育に関する教員研修を実施し、知的障害児の将来を見据えた教育活動を展開できるようにするなど、知的障害学級担当教員の専門性をさらに高めていきます。

5 多様な学びの場の提供

区内大学や企業と連携した魅力ある学習の機会を提供し、様々な困難さを抱える児童・生徒が学習する喜びを味わえるような学びの場を提供していきます。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32			
港区学校教育推進計画	30～32	57		
港区の教育	30			

事業名	特別支援教育体制の整備			
評価対象事業年度	平成30年度	事業開始年度	平成30年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課特別支援相談担当及び教育指導課			

事業概要	
事業の目的	「港区における障害児支援のあり方検討会」を開催し、医療的ケア児が安心して学校生活を送るための受け入れ方法や各学校において特別支援教室の利用者が増加し続けていることを踏まえた発達障害児への支援の充実などについて検討します。
事業の対象	医療的ケア児及び発達障害児
事業の内容 (進捗状況)	令和元年度に就学予定の医療的ケア児がいることや、令和2年開設予定の元麻布保育園において医療的ケア児を受け入れることを見据え、より安全に学校での医療的ケアを実施していくための体制整備が必要となった。また様々な障害の中でも、とりわけ増加の著しい発達障害を持つ子どもや保護者への支援は喫緊の課題となっているため「港区における障害児支援のあり方検討会」を開催しました。 平成28年度から全区立小学校、平成30年度から全区立中学校で特別支援教室を実施し、年々対象者が増加する中、通常の学級においても指導の充実が求められているため、本検討会では「学校における医療的ケア児の支援」及び「発達障害児への支援の充実」を特に重要な課題と捉え、この2つのテーマについて検討しました。 検討過程では医師や都立特別支援学校長、区立幼稚園長・小中学校長等の議論に加え、医療的ケア児・重度心身障害児の保護者でつくるブルーバードの会との意見交換を行いました。
根拠法令等	港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱

事業実績	
実績・成果 (数値も記入)	平成30年9月から「港区における障害児支援のあり方検討会」を6回開催し、「学校等における医療的ケア児の支援」及び「発達障害児への支援の充実」を港区における特に喫緊の課題と捉え、この2つのテーマについて検討し、「港区における障害児支援のあり方検討会報告書(第一次)」として平成31年3月にまとめました。 検討会において課題を検討したことにより、令和元年度から区立小学校に肢体不自由児の医療的ケア児の受け入れを開始しました。また、障害者支援について都立特別支援学校長や障害者福祉課、総合支所区民課等の関連する区長部局とともに障害者支援について課題を明らかにし、今後も継続して議論する場を作ることができました。

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成29年度	0								0		
平成30年度	184	184							184	184	100.00%
令和元年度	0						-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	すべて「港区における障害児支援のあり方検討会」委員(医師等)謝礼。年度途中で急ぎ「港区における障害児支援のあり方検討会」を設置したため、介助員謝礼等の報償費予算の用途変更を行った。令和元年度は庁内の委員を中心として引き続き開催予定です。 (平成30年度内訳) 医師 @19,000円×2人×3回=114,000円、都立特別支援学校長@7,000円×2人×5回=70,000円										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	知的障害や肢体不自由等の様々な障害の中でも、増加の著しい発達障害を持つ子どもや保護者への支援は喫緊の課題となっていること、また、医療的ケアを必要とする子どもやその保護者の相談窓口や、一人ひとりの医療的ケアの内容に応じた支援体制についても早急な対応が求められています。
事業の効果性	5	「港区における障害児支援のあり方検討会」で検討した結果を踏まえ、令和元年度から区立小学校において、肢体不自由のある医療的ケア児の受け入れ態勢を整備し、対象の児童を受け入れました。
手法の効率性	4	検討の過程で、医師や都立特別支援学校長、区立幼稚園長・小中学校長などの委員による議論に加え、医療的ケア児・重度心身障害児の保護者でつくるブルーバードの会との意見交換も行うなど、幅広い意見の集約に努めました。
区が実施する妥当性	4	区では、各総合支所の保健師の訪問による障害児の状況把握・保護者相談からはじまり、療育や通所支援、発達相談、特別支援学級の運営、障害児一人ひとりの状況に応じた教育など、乳幼児から切れ目のない障害児支援を実施しています。
事業継続の必要性	5	都立特別支援学校の送迎の継続や特別支援学級の送迎対象者の見直し等スクールカーの運用や中学校難聴学級の設置など、解決すべき様々な課題を抱えており「港区における障害児支援のあり方検討会」において引き続き議論を深める必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 <small>(所管課による自己評価)</small>	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>医療的ケア児については、検討会で議論し整備したチーフ看護師や指導医の位置付けなどの支援体制により、令和元年度から受け入れを始めました。令和元年度以降、検討したこれらの事業について、実施した結果の評価を行い、場合によっては改善を加えながら、進捗管理を行っていく予定です。</p> <p>一方、港区における障害児支援のあり方として、都立特別支援学校の送迎の継続や特別支援学級の送迎対象者の見直し等スクールカーの運用や中学校難聴学級の設置など、解決すべき様々な課題があります。</p> <p>今後これらの課題について整理し検討を行う必要があるため、引き続き教育委員会と関連部署との連携により「港区における障害児支援のあり方検討会」において議論を深めていきます。</p>
二次評価 <small>(評価会議による評価)</small>	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>検討会を開催したことで具体的な成果を示した方が良いとの評価委員からのご指摘を受け、「実績・成果」欄に医療的ケア児の支援及び関係部署との連携について追記しました。今後も継続して関連部署との議論を進めていきます。</p>
三次評価 <small>(教育委員会による評価)</small>	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>医療的ケア児の支援について、医師や関係機関とも連携し児童にとって最善と思われる提案をすべきだが、最終的に保護者が選択したことに対し、より良い環境で教育を受けられるよう支援していく必要があります。</p> <p>また、障害の程度や環境は人によって異なるので、医療的ケア児だけでなく、幅広い障害児への支援を今後とも続けていきます。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

評価委員の意見

評価対象事業：特別支援教育体制の整備

意見記載評価委員名：森嶋 昭伸

- ・前項の「特別支援教育の充実」と相まって「特別支援教育体制の整備」についても、区として積極的に取り組まれていることを評価します。特に、医療的ケア児童生徒への対応については、どの地域でも課題とされているものですので、区としてどのようにコミットしていくか、国や都の動向も見ながら十分に検討を進めていくことが必要と考えます。
- ・医療的ケア児童生徒への対応は新たな課題でもあり、医療機関との連携は不可欠ですが、学校医や養護教諭、管理職等の連携協力が求められると思いますので、そうした人たちの情報交換や情報提供、研修等も今後の課題ではないかと考えます。

意見記載評価委員名：渋谷 恵

- ・区内における医療的ケアを必要とする子ども、発達障害をもつ子どもや保護者の状況を踏まえ、体制整備のための検討は不可欠です。本事業では、区立幼稚園長・小中学校長、都立特別支援学校長、医師、保健や福祉に関する関連部局の代表からなる委員により、専門性と区の状況に応じた適切な体制の検討が効果的になされています。またHP公開の議事資料、議事録からは、医療的ケア児・重度心身障害児の保護者の会との意見交換も有意義であったことが伺えます。検討会での議論をもとに、学校等における医療的ケア児の支援および発達障害児への支援の充実と、今後の課題設定が行われています。
- ・特別支援教育体制の整備を図るにあたって、「障害児支援」という枠組みで検討がなされたことは、生涯にわたる支援、また関連部局や関係機関・団体との連携促進の観点からも極めて重要であると考えます。本事業の検討に基づいて実施された結果の評価を踏まえ、施策の改善・見直し、新たな施策の検討を継続してお願いします。

意見記載評価委員名：末松 裕基

- ・ 「港区における障害児支援のあり方検討会」の開催によって、医療的ケア児や発達障害児のための支援が着実に充実し、改善されてきていると言える。
- ・ 上記検討会に直接に関わっている人々以外の教職員、保護者、地域住民などにも、本事業に関わる情報・課題をどのように共有していくかが今後重要になると考えられる。それらを通じて、さらに多様な人々の関心を引き出し、参加・貢献を得られるかということが大切になってくる。
- ・ PTA との連携や、行政、看護師等からの教職員への説明・働きかけがすでになされており、それらをさらに今後も充実させてほしい。

今後の取組の方向性

<評価対象事業名：特別支援教育体制の整備>

港区における障害児支援のあり方として、都立特別支援学校の送迎の継続や特別支援学級の送迎対象者の見直し等スクールカーの運用や、業務委託、人材派遣の可能性を含めた介助員の配置方法、中学校難聴学級の設置、高輪地区での特別支援学級の設置など、解決すべき様々な課題を抱えています。

今後、さらにこれらの課題について考え方を整理し検討を行う必要があるため、引き続き、教育委員会と関連部署との連携により「港区における障害児支援のあり方検討会」において議論を深めてまいります。

1 スクールカーの運用

スクールカー送迎事業は、児童・生徒の安全な通学の確保や保護者の負担軽減、就学の促進に大きく寄与しています。一方、運転手等の人材確保が難しく、対応できる事業者が非常に限られています。保護者からの本事業への期待も大きく、利用者の増加が見込まれるため、スクールカーの効率的な運行ルートやスケジュール管理を行い、スクールカー送迎事業の充実に努めてまいります。

2 介助員の配置方法の検討

平成31年3月に全ての小中学校で行った「介助員任用状況調査」でも、多くの学校から介助員の確保が困難であるとの回答がありました。学校の負担が減るように、今後も引き続き介助員の配置のあり方について検討してまいります。

3 中学校の難聴学級の設置

聴覚障害のある生徒への教育的支援体制の充実を図るため、令和2年4月に御成門小学校に設置している「ことばときこえの教室」内に、中学校の難聴学級の設置を予定しています。

4 高輪地区での特別支援学級の設置

平成30年2月22日「高輪地区内の小学校・中学校への特別支援学級設置に関する請願」が議会で採択されました。現在、5地区の中で高輪地区以外の小中学校には特別支援学級（知的障害）が設置されています。開設については、今後のニーズや施設の状況を踏まえ、今後も引き続き検討してまいります。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	185		
港区学校教育推進計画	30～32	62		
港区の教育	30			

事業名	ICTを活用した教育の推進			
評価対象事業年度	平成30年度	事業開始年度	平成26年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育指導課			

事業概要	
事業の目的	学校における主体的・対話的で深い学びの実現や、子どもたちの情報活用能力の育成、校務の効率化による教員の子どもたちに向き合う時間の確保のため、学校のICT環境を整備するとともに、安全に使用するための情報セキュリティを確保して、ICTの効果的な活用による「学校教育の質の向上」を図ることを目的としています。
事業の対象	区立小学校・中学校の全児童・生徒 区立小学校・中学校の教員
事業の内容 (進捗状況)	(1) ICTを活用した授業の充実 現在、各校に配備しているタブレット端末に加えて、平成30年度は小学校のモデル校(芝小学校)に1人1台タブレットを配備するとともに、全校の普通教室への電子黒板の配備を完了し、各校の教科指導におけるICT活用を積極的に推進しています。 (2) 教員のICTを活用した指導力の向上 各校におけるICT支援員の活用や教員向けICT研修、ヘルプデスクの設置により、教員のICTの積極的な活用を促し、ICTを活用した授業実施率を向上させています。 (3) ICTを活用した校務の効率化 校務支援システムを導入し、教員の業務の効率化を図ることで、教員が児童・生徒と向き合う時間を創出することを促進しています。 (4) ICT環境の整備 各校の無線LAN環境の強化をすすめ、より有用なネットワーク環境の構築をすすめており、港区学校情報安全対策基準を見直したうえで、情報セキュリティ体制を整備しています。
根拠法令等	港区学校情報化アクションプラン(平成30年3月港区教育委員会)

事業実績	
実績・成果 (数値も記入)	(1) ICTを活用した授業の充実 ・タブレット端末の配備状況(H30年度末) 小中学校 2,204台配備 ・小学校のモデル校へのタブレット端末配備状況 港区立芝小学校 454台 ・電子黒板機能付プロジェクター配備状況 小学校18校 277台/中学校10校 67台 (2) 教員のICTを活用した指導力の向上 ・あたりのICTを活用した授業実施率 小学校41.9% 中学校45.6% ・前年度と比較し、児童・生徒と向き合う時間が増えたと感じる教員の割合 小学校9.3% 中学校2.9% ・ICTを活用した授業において児童・生徒の理解が深まったと感じる教員の割合 小学校89.5% 中学校75.2% (3) ICTを活用した校務の効率化 ・校務でパソコンを使用している時間 1日平均 小学校2.7時間 中学校3.4時間 ・校務支援システム導入後、校務が効率化されたと感じる教員の割合 小学校34.4% 中学校24.8% (4) ICT環境の整備 ・ICT機器利用時の通信環境の満足度 小学校6.2% 中学校4.3%

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成29年度	320,916	320,916					-7,919		312,997	304,648	97.33%
平成30年度	539,177	539,177					-63,554		475,623	463,235	97.40%
令和元年度	758,722	758,722					-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	【ライセンス、ウイルス対策ソフト、サーババッテリー、機器消耗品の購入】 総額 65,776,017円 【パーソナルコンピューター保守委託、ヘルプデスク業務委託等26契約】 総額 267,715,219円 【タブレット端末等の賃貸借】 総額 47,822,179円 【パーソナルコンピューター、電子黒板機能付プロジェクター (ICTカート・書画カメラ含む)、プリンターの購入】 総額 81,921,456円										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	港区基本計画の関連する計画とも整合性を図っており、新しい時代に必要となる資質・能力を育む学習指導要領（平成31・32年度から小中学校で本格実施）を踏まえていることから、学校の情報化を推進していく事業の目的は極めて適している。
事業の効果性	3	ICT環境の整備を進めることは教育環境の基盤を強化することにつながることから、学校教育推進計画に位置付けられた、豊かな心の育成、確かな学力の育成、個性と能力を伸ばす教育の推進など、多岐にわたる事業の効果にもつながります。
手法の効率性	3	児童・生徒への1人1台タブレット端末の導入については、モデル校における先行実施により、その効果を検証するなど、段階的にICT環境の整備をすすめることは、学校の情報化をすすめるうえで、効率的なものです。
区が実施する妥当性	5	小学校へのプログラミング教育の導入や働き方改革の視点など、各校のICT環境の整備を進め、新しい時代に対応した教育を展開していくことは、極めて区が実施していく必要があります。
事業継続の必要性	5	本事業は、港区基本計画、港区教育ビジョン、港区学校情報化アクションプランに示された区の将来像を実現するため、教育における情報化分野の推進を継続していく必要性が極めて高いです。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 <small>(所管課による自己評価)</small>	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>人工知能(AI)の飛躍的な進化等により社会構造や雇用環境が大きく急速に変化するSociety5.0時代の到来を見据え、各学校においては、学習指導要領に示された資質・能力の育成を図っていく必要があることから、現状で各校に配備しているタブレット端末の配備数を増やす必要があります。平成30年度に1人1台タブレット端末の活用を開始した芝小学校では、タブレットを一齐に活用する時間を設ける等の取組により、児童が主体的に学習に取り組む態度を育むことにつながっています。今後は、中学校や小中一貫教育校、特別支援学級のモデル校における1人1台タブレット端末の活用実態や効果を検証する「(仮)港区ICT教育検討委員会」を設置し、将来的な全児童・生徒のタブレット端末1人1台環境の実現に向けた展開を検討していきます。</p> <p>また、ネットワーク環境の強化による通信速度の実態や、教員の授業におけるICTの使用率等、効果を継続して検証していくことで、今後の各小中学校のインフラ整備について必要に応じてさらなる環境整備を図っていきます。</p>
二次評価 <small>(評価会議による評価)</small>	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>ICT機器利用時の通信環境の教員の満足度は、小学校6.2%、中学校4.3%と数値として低くなっており、児童・生徒の満足度についても今後、調査した方がよいとの御意見をいただきました。教員は、授業中の通信環境とプライベート等での通信環境との比較や児童・生徒の様子から、総合的に通信環境が良いかを判断できるとし調査を行っております。そのため、児童・生徒に対して同様の調査を実施する場合には、教員と同じ項目の質問ではなく、調査項目について検討する必要があるため、調査実施の有無、調査項目について研究していきます。また、ICTのリテラシーについて、児童・生徒はもとより、教員もスキルを高めていくことが大切であるとの御意見もいただきました。現在、夏季休業中に実施しているICTについての教員の研修を引き続き充実させてまいります。</p>
三次評価 <small>(教育委員会による評価)</small>	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>区立学校のICTの推進について、全校一律に行う取組と各学校の特性を生かした取組の両方を計画的に推進していくことが必要です。特に各学校の特性を生かした取組については、学校の枠を超えて、教員同士が、学習教材や効果について共有できるように働きかける必要があります。具体的には、校務支援システムやファイルサーバを活用しての情報交換やICTの担当者会での研修を通じて教員の資質向上を図ります。</p> <p>児童・生徒がICTを活用する際に「何のためにICTを使用するのか」と目的を明確にして使用できるよう、引き続き、リテラシー等についても指導していく必要があります。</p>

(総合評価基準)

拡充:事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続:同様の事業内容で実施していくべきもの

改善:事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止:事業の必要性がないため廃止すべきもの

評価委員の意見

評価対象事業：ICTを活用した教育の推進

意見記載評価委員名：森嶋 昭伸

- ・ICT教育の進展は極めて急速で、国をはじめ各地方公共団体でも重要課題として認識されています。そうした中で、港区においても課題意識を共有され、本事業に積極的に取り組まれていることを評価します
- ・学校におけるICT環境の満足度について、児童生徒についても調査したほうがよいという点ですが、教員間のリテラシーの格差はもちろんありますが、それ以上に子どもや家庭によるICT環境の違いは大きいのではないかと考えます。そうした実状を踏まえた推進が必要だと思いますので、是非検討ください。
- ・上記の点(子どもの調査)も踏まえ、学校の実状や各校の特色を生かしたICT教育の推進を期待します。具体的には、ICT教育の基本については共通に目指すものの、事業内容の(1)～(5)のどの分野から充実を図るかは各学校の独自性を生かす工夫もあると思います。また、その成果等を教員研修で交流・共有することは、区としてのICT教育の充実向上につながると考えます。

意見記載評価委員名：渋谷 恵

- ・ICTを活用した教育の推進と、そのための基盤整備は、今後の教育における重要課題であると考えます。新学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として情報活用能力が位置づけられました。主体的・対話的で深い学びの実現のためにも、学校におけるICTの効果的な活用が求められます。また校務にICTを活用することにより、業務の効率化と可視化、情報の蓄積と分析に基づく実証研究の促進が期待されます。
- ・港区においては、学習者用コンピュータ、電子黒板機能付きプロジェクターの配置が確実に進められています。授業におけるICTの活用を積極的に評価する教員の割合も高く、取組への意欲が感じられます。一人1台タブレット端末の実践等、ICT機器の活用とその検証、教員への研修を継続的に推進してほしいと思います。そのためにも、ICT環境の整備、特に通信環境の改善、情報セキュリティの確保に関する取組が重要であると考えます。

意見記載評価委員名：末松 裕基

- ・ 授業、指導力、校務の効率化、環境整備というそれぞれの点において、ICTの効果的な活用によって学校教育の質の向上が図られていることがうかがえる。
- ・ 「校務支援システム導入後、校務が効率化されたと感じる教員の割合」が「小学校 34.4%、中学校 24.8%」ということで、他区等との仕様の違いなどによって、教職員が働きにくさや使い勝手の悪さを感じないように、今後も可能な対策を講じてほしい。
- ・ また、ICTの活用のためには、ICTの課題（教育において、ICTにできることとできないこと、まだ教育上、使用するには未発達な技術環境とは）などについての十分な理解が、リテラシーとして教職員に求められるため、今後も教職員に対してそれらの認識を深める機会を提供するとともに、教職員の利用意識や課題意識を引き続き丁寧に把握してICT環境の整備に活かしてほしい。

今後の取組の方向性

<評価対象事業名：ICTを活用した教育の推進>

ICTの推進について、全校一律に行う取組と各学校の特性を生かした取組の両方を計画的に推進していきます。また、児童・生徒がICTを活用する際に、「何のためにICTを使用するのか」と目的を明確にして使用できるよう、引き続きリテラシー等についても指導していきます。

1 ICTを活用した授業の充実

平成30年度・令和元年度の2年間にわたって、ICT活用について研究開発をすすめてきた1人1台タブレット端末配備のモデル校である芝小学校の実践を広く各校に周知し、ICT機器の特徴を生かした授業実践の質の高まりを目指します。

2 ICT機器等の充実

平成30年度から令和2年度にかけて1人1台タブレット端末を配備している小学校や中学校、小中一貫教育校、特別支援学級のモデル校における活用実態や効果を検証する「(仮)港区ICT教育検討委員会」を庁内に設置し、将来的な区立小中学校のタブレット端末整備環境の展開について検討をしていきます。

3 教員のICTを活用した指導力の向上

教員のICT活用能力の向上を目的とした研修会を年2回、継続して実施していきます。ICT支援員の各学校への派遣は継続し、モデル校となる学校への派遣回数や支援量を増やしていきます。ICT支援員が環境整備の支援だけでなく、授業支援を多くできるよう、各学校に活用方法を周知していきます。

4 ICTを活用した校務の効率化

現在導入している校務支援システムについては、現場の運用を今後も確認し、必要に応じて改善の検討をすすめます。テレビ会議システムは、今後も活用について周知を図り、集合型の会議や打合せを効率的に実施していきます。

5 ICT環境の整備の推進

ネットワーク環境の強化による通信速度の実態や、教員の授業におけるICTの使用率等、効果を継続して検証していくことで、プライベートクラウドの活用等も含め、今後の各小中学校のインフラ整備について必要に応じてさらなる環境整備を図っていきます。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	251		
港区生涯学習推進計画	30～32	40		
港区の教育	30	109		

事業名	ICTを活用した生涯学習事業の推進			
評価対象事業年度	平成30年度	事業開始年度	平成27年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課生涯学習係			

事業概要	
事業の目的	いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整え、区内在住者、在勤者及び在学者（以下「区民」という。）の生涯学習の機会を充実します。
事業の対象	区民
事業の内容 (進捗状況)	<p>区、関係団体が実施する生涯学習講座、講習、講演会（以下「講座」という。）を撮影し、区ホームページや港区立生涯学習センターのホームページ上で配信します。</p> <p>(対象とする講座) 区、関係団体が実施する講座</p> <p>(閲覧方法) 区ホームページの動画配信から閲覧できます。また、港区立生涯学習センターのホームページからも閲覧できます。</p> <p>(選定から配信までの流れ) 撮影する講座の検討／講座の主催者及び講師の同意を得て決定／撮影／編集・校正／配信（その他） 著作権に留意し、講師の許可する範囲で配信します。また、平成30年度から、聴覚障害がある方でも利用できるよう動画にテロップや字幕を取り入れています。</p>
根拠法令等	港区生涯学習講座の動画配信実施要綱

事業実績	
実績・成果 (数値も記入)	<p>平成30年度の動画配信アクセス数（目標アクセス数5,000件に対し、実績16,554件）から、講座に参加していない区民の生涯学習の機会につながったと考えられます。</p> <p>また、平成27年度に配信した作品も引き続き閲覧可能とし、年度を追うごとに作品数を蓄積することで、生涯学習の機会や動画配信の拡大につなげています。</p> <p>さらに、平成30年度から、バリアフリーとして動画にテロップや字幕を取り入れて、聴覚障害がある方でも利用できるよう、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整えています。</p> <p>【平成30年度動画配信一覧】</p> <p>(1) 初めての日本舞踊！体験教室 (2) 港区競技かるた交流大会in増上寺 (3) 戦後庶民文化史 (4) 駅弁からみる日本の食文化(掛紙)in新橋 (5) 漢方の知恵で、快適な毎日を (6) まなび屋紹介動画</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成29年度	897	897							897	854	95.21%
平成30年度	1,482	1,482							1,482	1,429	96.42%
令和元年度	1,438	1,438					-	-	-	-	-
事業費から見た 事業の状況	動画配信アクセス数が増加していることから、区民の学習機会の提供は充実していると考えられます。今後は、動画配信閲覧者の学習活動への活かし方についての状況把握を行う必要があります。										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	「港区生涯学習に関する基礎調査」及び「港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査」（平成25年度及び平成29年度に実施。以下「アンケート」という。）結果から、「生涯学習をしなかった」又は「やりたいと思ったができなかった」方の理由のトップに「仕事や家事等で時間がない」という回答が最も多くなっています。仕事や家事が忙しく講座等に参加できなかった区民に対して、本事業によりいつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整え、区民の生涯学習の機会を充実させることができているため、本事業の目的に合致しています。
事業の効果性	5	平成27年度から30年度までの4年間、動画配信へのアクセス数は増加し続けています。特に平成30年度のアクセス数は、動画配信目標アクセス数を大きく上回りました。この状況から多くの区民の生涯学習の機会の充実につながっていると考えられ、本事業の効果が認められます。
手法の効率性	4	本事業は、より多くの区民に知識・技能を知ってほしい講座等を選定し動画配信する方法と、多くの区民が興味・関心を持つ講座を選定し動画配信する方法により実施しています。区が積極的に提供したい情報と、区民の興味・関心が高い情報を動画として配信することは有効です。 また、聴覚障害がある方でも利用できるよう、動画にテロップや字幕を取り入れるなどの取組を行っています。
区が実施する妥当性	4	区民がパソコン、スマートフォン、タブレットを利用し、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整える本事業を区が実施し、学習機会の充実を図ることは妥当性があります。 また、撮影し、配信する内容は、公共性の高いものであるため、区が実施することに妥当性があります。
事業継続の必要性	4	平成30年度の動画配信アクセス数から、非常に多くの需要があります。今後もより需要の高い講座を配信することで、更なる需要が見込まれることから、本事業を継続することは必要です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>区民の生涯学習を推進する上で、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整え区民の生涯学習の機会を充実させることは重要です。</p> <p>アンケート結果から、区民が生涯学習を行うに当たっての障害となっている時間的な制約を取り除き、生涯学習施策を推進するという視点は必要であり、区民がパソコン、スマートフォン、タブレットを利用し、気軽に生涯学習を行える環境を整える本事業は、大変効果的です。</p> <p>また、平成30年度から聴覚障害がある方でも利用できるよう、動画にテロップや字幕を取り入れ、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整えています。</p> <p>動画配信内容については、引き続き関係課及び関係団体と調整を十分に行い、区民がより興味・関心を持てる講座の選定に努めるなど工夫し、動画配信アクセス数の増加に向け取り組みます。</p> <p>今後はアクセス数の指標に加え、動画配信の中で動画の意見募集のテロップを入れたり、生涯学習施設利用者にアンケートを取るなど、区民の意見・要望を踏まえ、内容の充実を図ります。</p>
二次評価 (評価会議による評価)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>事業目的は十分に合致しており、また効果も上がっていることから、「事業目的の適合性」及び「事業の効果性」の評価を「4」から「5」に上げた方がよいとの意見を踏まえ、「事業目的の適合性」及び「事業の効果性」の評価を「4」から「5」に修正します。なお、動画配信閲覧者の意見の把握が十分ではない現状のため、今後は、動画配信閲覧者の意見の把握に努めます。</p>
三次評価 (教育委員会による評価)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>動画配信の閲覧者や非閲覧者に対する動画配信ニーズの把握、動画配信閲覧者に対する動画閲覧後の学習動向の把握が必要です。</p> <p>今後は動画配信の中で動画の意見募集のテロップを入れたり、生涯学習施設利用者にアンケートを取ることに加え、動画配信非閲覧者に対し生涯学習施設でのイベント開催時を利用し動画の視聴会を行うなどの取組が必要です。</p> <p>今後も、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整え区民の生涯学習の機会を充実させていく必要があります。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

評価委員の意見

評価対象事業：ICTを活用した生涯学習事業の推進

意見記載評価委員名：森嶋 昭伸

- ・ICT環境の進展とともに、動画配信事業は今後ますます重要になっていくと考えられますので、本事業に積極的に取り組まれていることを評価します。
- ・その上で今後の課題としては、配信する動画の内容を検討することも必要ではないかと考えます。アンケートの中に、生涯学習をしなかったなどの理由として、「仕事や家事等で時間がない」という回答がありましたが、そうした仕事や家事等に追われている人が求めている動画とは、どんな内容なのか考えさせられました。例えば、情報機器の扱い方、キャリアアップに関すること、子育てや介護等、悩み相談や心の癒し、健康づくりなど多様ではないかと思えます。そうした観点からの意見の把握も必要ではないかと考えます。
- ・多様なニーズに区がすべて対応するのは不可能ですし、国や地方公共団体、民間等で配信している有益な動画もありますので、そうした情報の提供や簡単にアクセスできるリンクなどを充実することも一つの方策と考えます。

意見記載評価委員名：渋谷 恵

- ・すべての人を対象とする生涯学習機会の促進のために、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境の整備が必要です。本事業では、区や関係団体が主催する生涯学習の講座等を動画として記録・配信することで、講座に参加できない区民への情報提供を実現しています。
- ・平成30年度から動画にテロップや字幕をつける取り組みがなされており、いつでも、どこでも、だれでも学べる機会の提供という観点から意義深い事業展開であると思えます。この観点から、本事業に関する一層の周知を図るとともに、動画コンテンツの文字情報での提供、「やさしい日本語」や英語による概要説明、学習者のニーズに応じた配信内容の検討等も考えられます。
- ・自己評価で示されているように、区民が興味・関心を持つ情報および区として伝えたい情報の選定、効果的な編集・配信方法の検討は重要であると考えます。関連部局・機関との協議、閲覧者の意見把握、非閲覧者を含む幅広い層を対象とした視聴会等を通して、配信内容と方法の検討と充実を期待します。

意見記載評価委員名：末松 裕基

- ICTを通じて、だれでも学べる環境が着実に整備され、生涯学習の機会の充実が図られてきていると言える。
- 動画の蓄積にともなって、データベース化やアクセスのしやすさ、個人情報保護等が課題になると考えられる。また、動画の視聴をきっかけに、どのように従来の取り組みに変化が出てきたのか、または、関係者の交流が深まっているのかについても調査等実施し、それらの反応・意見をICT活用推進に活かしてほしい。
- また視聴者の声をどのように、広報誌など他の既存の媒体でも発信していくかが重要な課題になると言えるので、様々なメディアの長所を活かして生涯学習の充実につなげてほしい。

今後の取組の方向性

<評価対象事業名：ICTを活用した生涯学習事業の推進>

区民の生涯学習を推進する上で、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整え区民の生涯学習の機会を充実させることは重要です。

今後、動画配信の内容を充実していくためには、動画配信に対するニーズ及び学習動向の把握とともに、動画配信の認知度を高める必要があります。

これらの課題を踏まえ、今後も継続してICTを活用した生涯学習事業を推進していきます。

1 動画配信に対するニーズ及び学習動向の把握への取組

「フェスティバルーン」や生涯学習施設で開催する各種講座の中で動画の視聴会を設定したり、その他定期的に動画の視聴会を開催します。その際にアンケートを取り、動画配信に対するニーズ及び学習動向を把握します。

また、新たに動画配信の中で動画に対する意見募集のテロップを入れる取組を行います。

2 動画配信の認知度向上の取組

生涯学習センター及び青山生涯学習館で行われる各種講座や動画の視聴会時に動画配信のチラシを配布するほか、「広報みなと」や教育委員会広報紙「ひろば」などの広報紙を活用し、動画配信を積極的に周知していきます。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	245		
港区スポーツ推進計画	30～32	73		
港区の教育	30			

事業名	障害者スポーツの観戦・体験機会の創出			
評価対象事業年度	平成30年度	事業開始年度	平成27年度	
所属	教育委員会事務局 教育推進部 生涯学習スポーツ振興課			

事業概要	
事業の目的	障害のある人がスポーツに親しむきっかけづくりと、障害のない人が障害者スポーツへの理解を深められるよう、障害者スポーツの観戦・体験機会を創出し、障害のある人もない人も誰もがスポーツの楽しさややすばらしさを共有できる場をつくり、環境を整備することを目的とします。
事業の対象	在住・在勤・在学の区民
事業の内容 (進捗状況)	区民が障害者スポーツに触れる機会を創出するため、障害者スポーツの競技団体や区内企業、東京都障害者スポーツ協会と連携して、障害者スポーツの体験会やイベントを年5回実施しているほか、スポーツセンターで開催される試合や大会等において観戦の機会を創出するよう競技団体に働きかけています。
根拠法令等	スポーツ基本法第2条、第4条

事業実績	
実績・成果 (数値も記入)	<p>◆平成30年度体験会・イベント参加者数 720名</p> <p>【内訳】 (1) 普及イベント：平成30年6月23日(土) 参加者数246名 パラ・パワーリフティング、射撃、ポッチャ、ウィルチェアーラグビー、ゴールボール、車いすバスケットボール ※みなとパーク芝浦フェスティバルと同時開催 (2) 体験・相談コーナー：平成30年10月8日(月・祝) 参加者数420名 卓球、車いすバスケットボール ※みなと区民スポーツ・体育祭内で実施 (3) 体験会：平成30年11月25日(日) 参加者数15名 ポッチャ、車いすバスケットボール (4) 体験会：平成31年1月19日(土) 参加者数15名 車いすボートボール、ポッチャ、車いすリレー (5) 講習会：平成31年3月23日(土) 参加者数24名 ポッチャ サポーター養成</p> <p>【感想(抜粋)】 「とても勉強になった」「子どもにとってとても良い体験になった」「パラリンピック競技の良い体験ができた」「障害者の方の苦勞が少しわかった」との感想がありました。 また、講師のアスリートの方からは、スポーツセンターのシャワー室が整備され、障害者スポーツの用品が整っていることについて、障害のある人がスポーツを楽しめる配慮がされていると高評価をいただいています。</p> <p>【成果】 車いす競技やブラインド競技の体験やアスリートとの交流により、障害者スポーツの楽しさを感じる機会となり、障害者スポーツへの関心が高まりました。</p> <p>◆その他 ・タグラグビー教室事業において、障害保健福祉センターを会場とした教室を月1回実施しています。 ・港特別支援学校「かもめの会」の余暇活動の一環として、年2回、スポーツ推進委員によるスポーツ活動を行っています。</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成29年度	5,444	2,444	0	3,000	0	0	0	0	5,444	4,429	81.36%
平成30年度	5,617	2,617	0	3,000	0	0	-6	0	5,611	4,164	74.21%
令和元年度	4,638	1,638	-	3,000	-	-	-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	平成28年度からは、東京都が実施している「大会成功に向けた区市町村支援事業(スポーツ振興等事業費補助金)」を活用し、財源確保に努めています。 引き続き、参加者のニーズを把握しながら、限られた経費の中で効果を発揮できるよう、内容を工夫し、実施します。										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	障害者スポーツの普及啓発と障害者のスポーツ振興を図るために、継続的に障害者スポーツの体験や観戦機会を創出することは、本事業の目的に合致しています。
事業の効果性	3	体験会の参加者の満足度は高く、障害者スポーツへの理解促進という点で効果が認められますが、一方で、障害者がスポーツをする機会の創出と場の確保については、より一層の工夫が必要です。
手法の効率性	3	みなと区民スポーツ・体育祭等の大きなイベントに合わせて実施することで、より多くの区民の方に障害者スポーツに触れていただくことができました。特別支援学校や障害児通所施設等にも周知はしていますが、障害のある方の参加は少ないため、事業内容や周知方法について一層の工夫が必要です。
区が実施する妥当性	5	障害のある人が気軽にスポーツを楽しむためには、必要な知識を有する指導員やスポーツ用具が必要であり、それらが整っている区のスポーツ施設において本事業を実施しているため、区が実施することは妥当です。
事業継続の必要性	5	東京2020大会開催により醸成された障害者スポーツへの関心の高まりを、東京2020大会終了後もレガシーとして継承していくために、障害者スポーツの体験会やイベントを継続して開催し、障害者スポーツの理解促進と普及啓発に取り組む必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>大きなイベントに合わせて実施することで、多くの方にご参加いただいているため、引き続き、みなと区民スポーツ・体育祭の場や他のイベントとの同日開催を検討します。</p> <p>さらに、より満足度の高い体験会となるよう、障害者スポーツの競技団体や東京都障害者スポーツ協会、区内企業等と連携し、内容の充実を図ります。</p> <p>事業の周知について、区立小中学校へのチラシ配布、掲示板への掲示、区HPへの掲載のほか、特別支援学校や障害児通所支援施設へのチラシ配布、東京都の障害者スポーツ関連HPへの掲載を行いました。障害者の参加は少ない状況です。</p> <p>港区スポーツ運営協議会の委員からは、スポーツセンター等への移動自体が障害者にとって負担であるとのご意見があったため、障害者福祉課と連携し、障害保健福祉センターや特別支援学校へ出向いて実施することも検討しております。</p>
二次評価 (評価会議による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>・障害者のアスリートの声もあれば実績に記載したほうが良いとのご意見をいただき、実績・成果の欄に追記をしました。</p> <p>・障害者の方がどんなスポーツ・運動をしたいかアンケートなどで把握した方がよいとのご意見をいただいたので、障害者の方のニーズを把握することを検討します。</p>
三次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>障害者が地域のサークルやスポーツクラブなどに入りやすい雰囲気づくりや環境づくりのほか、施設のアピールが必要です。</p> <p>今後、必要とされる情報の提供に努めるとともに、障害者やそのご家族、介助者の方のニーズを把握することを検討し、障害者が身近な場所でスポーツに親しめるよう環境を整える必要があります。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

評価委員の意見

評価対象事業：障害者スポーツの観戦・体験機会の創出

意見記載評価委員名：森嶋 昭伸

- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、本事業の充実に取り組まれていることを評価します。施設・設備の充実についても、アスリートの人から評価されていることは、それを裏付けるものと思います。
- ・その上で、「障害のある人の参加が少ない」という点が気になりました。障害者スポーツにおいても、競技スポーツと生涯スポーツがあると思いますが、将来的には、障害のある人がスポーツに親しむきっかけづくりを進め、障害者のための生涯スポーツの充実に図る取組を進めることが大切であると考えます。そこで、アンケートなどを通して障害者のニーズの把握について検討されることを望みます。

意見記載評価委員名：渋谷 恵

- ・みなとパーク芝浦フェスティバル、みなと区民スポーツ・体育祭等のイベントに合わせて実施することで、幅広い層の参加が可能となっています。アンケートの結果からも参加者の学びの場となっていることが伺え、本事業の成果であると考えます。
- ・講師アスリートから指摘があったように、障害者スポーツのための施設が充実していることは区の大きな資源です。こうした資源を一層活用するとともに、障害のある人のための用具や施設の配慮等についての発信、学ぶ機会の提供があっても良いと思います。
- ・障害者の参加が少ない点については、すでに評価で提示されている点も含め、事業内容や移動方法、アウトリーチの検討が重要と考えます。また学校や大学との連携、障害者スポーツの大会等の観戦機会の充実にも期待しています。東京2020パラリンピック開催の動きを大きな波として、その後に継続するための仕組みづくり、関係づくりをぜひお願いします。

意見記載評価委員名：末松 裕基

- ・ 体験会やイベントへの参加を通じて、障害者スポーツへの理解が確実に深まっていると言える。
- ・ 今後は、障害者のなかで、スポーツに触れたくても十分な環境をまだ得られていない人たちにもイベントに参加してもらえる機会を増やせると、さらに充実した事業になると思われる。その過程においては、障害者本人のほか、家族や介助者の人々の障害者スポーツの在り方についての考えや思いも丁寧に把握していくことが今後の体験会やイベントについての視点を多様にするにもなると言える。
- ・ 以上を通じて、障害の有無を超えたスポーツの在り方や交流の在り方を、様々な関係者の声や参加を通じて、さらに考え、充実させていってほしい。

今後の取組の方向性

<評価対象事業名：障害者スポーツの観戦・体験機会の創出>

区民が障害者スポーツの理解を深められるよう、障害者スポーツに触れる機会の創出に取り組むとともに、障害者がリハビリとしてだけでなく、娯楽や余暇活動としてスポーツに親しみ、気軽にスポーツを楽しめるよう環境づくりを進めてまいります。

1 観戦・体験機会の充実

「みなと区民スポーツ・体育祭」や「みなとパーク芝浦フェスティバル」等のイベントと合わせて観戦・体験の機会を創出することで、障害者スポーツに触れる機会を増やしていきます。

また、スポーツセンターで開催される試合や大会等においても観戦・体験機会を創出できるよう障害者スポーツの競技団体に働きかけていきます。

2 情報発信の取組

障害者がスポーツを行うことができる施設や用具について、スポーツガイドマップに掲載するとともに、観戦・体験機会の開催について、区のホームページに掲載し、障害者に広く情報が行き渡るよう取り組みます。

3 障害者の現状やニーズの把握

障害者のスポーツ活動に関する現状やニーズについて、「港区スポーツ推進計画の策定に向けたアンケート調査」及び「港区保健福祉基礎調査」の調査結果により把握し、今後、障害者のスポーツ活動の取組に生かしていきます。

4 障害者のスポーツ活動の支援

現在、教育委員会では、障害保健福祉センターを会場としたラグビー教室を行っているほか、港特別支援学校において、卒業生の余暇活動の一環として実施されている講座で、港区スポーツ推進委員がスポーツ活動の支援をしています。今後、さらに、支援内容の充実を図っていきます。

※「障害者スポーツ」とは、障害があってもスポーツ活動ができるよう、障害に応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具等を用いて障害を補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツのことを指します。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	182	249	
港区立図書館サービス推進計画	30～32	48		
子ども読書活動推進計画	30～32	54		
港区の教育				

事業名	学校図書館支援機能の強化			
評価対象事業年度	平成30年度	事業開始年度	平成27年度	
所属	教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課			

事業概要	
事業の目的	子どもの頃から活字に触れ、親しみ、調べ、学ぶなど、様々な読書に関する体験等により、新たな資料との出会い、知識が広がるきっかけや将来の豊かな学びにつなげます。 学校での読書活動の拠点である、学校図書館の更なる活用を図るために適切な支援を行うとともに、学校授業での効果的な図書利用を促進します。
事業の対象	小学校、中学校
事業の内容 (進捗状況)	学校図書館を授業等にさらに活用するため、区立全小中学校に学校司書を平成29年度から配置しています。区立図書館は、学校司書や司書教諭等の学校図書館関係者と連携を強化し、学校図書館の利活用を推進するため、各教科単元に沿った資料や調べ学習関連の図書の充実を図り、団体貸出図書の拡充を図っています。 平成29年度の学校司書配置に合わせ、図書文化財課と教育指導課の協力・連携し、区立図書館と学校図書館関係者間での情報共有や研修等を行っています。また、図書文化財課の職員が、各学校を訪問しての課題共有や助言など継続的な支援を行っています。 平成30年度からは、調べ学習支援として、図書館職員が区立小中学校に出向き、調べる学習出張講座を開催しています。
根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律、学校図書館法

事業実績	
実績・成果 (数値も記入)	<ul style="list-style-type: none"> 学校司書配置 平成29年度から業務委託により、区立小中学校全26校配置 平成30年度 継続 団体貸出 平成29年度 小学校 5,470冊 中学校 1,204冊 平成30年度 小学校 5,138冊 中学校 1,098冊 (学校専用貸出図書の整理のため、12月から年度内休止による貸出冊数減少) 団体貸出学校専用図書整備 : 約3,000冊 調べる学習出張講座 平成30年度 11件 317人 学校図書館関係者連絡会 平成29年度 4回 113人 平成30年度 4回 260人 <p>学校からは、「図書の専門知識を有する学校司書が配置されたことで、蔵書管理や選書が適切に行われ、読み聞かせや資料収集などにより、読書推進と授業支援をしてもらい大変助かっている。調べる学習への理解度が深まり、子どもたちの深い学びに繋がっている。」との評価を得ています。 また、教員や学校司書、区立図書館職員からも「学校を訪問しての調べる学習支援や関係者連絡会で情報交換等ができる機会が増え、相互理解が深まり、連携がしやすくなった。」との評価を得ています。</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成29年度	20,157	20,157	0	0	0	0	0	0	20,157	20,142	99.93%
平成30年度	20,142	20,142	0	0	0	0	0	0	20,142	20,142	100.00%
令和元年度	20,613	20,613	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	学校司書業務委託費および学校図書館関係者連絡会の研修費用等です。団体貸出を活用した授業支援や読書支援、調べる学習出張講座等の実施にあたっては、区立図書館司書と学校司書等が連携する等、効果的に子どもたちの豊かな学びに繋がるよう、協力しながら推進しています。										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、読書は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と定義しています。子どもたちが本に触れ、本を読むきっかけとして、身近な学校図書館の充実や授業等での利活用につながる支援や事業を実施しています。
事業の効果性	4	専門の知識を有する司書等が児童生徒の学びを支援するための情報交換や研修に加え、各区立図書館から調べる学習等に関する講座を実施する等、様々な工夫を行いながら実施していることから、学校図書館の利活用を推進する効果は高いと考えています。
手法の効率性	5	学校図書館運営に司書教諭や図書担当教諭が関わることができる時間が限られることから、学校司書が担う役割は大きくなっています。業務委託による専門の知識と資格を有する人材の確保と、事業者の持つ支援機能は、学校図書館運営の平準化や改善、授業支援の強化として効率性は高いと考えます。
区が実施する妥当性	5	乳幼児から学齢期、青年期にいたる子どもの成長を読書という側面から支え、読書に親しみ、生涯を通じて本をとおして学ぶ大人になることを手助けするため、区立図書館と学校が連携し学校教育での図書館の活用推進に教育委員会として取組む必要があります。
事業継続の必要性	5	子どもの読書活動を推進するため、児童生徒の身近にある学校図書館の充実や利活用に関して、教育委員会と各区立図書館による多角的な支援が必要なため、事業を継続する必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	子どもたちが自ら調べ、知識を広げる豊かな学びを更に推進するため、希望する学校に向き、調べる学習講座を出張開催しています。これらの授業支援や講座等を通じて、教員をはじめ、多くの学校図書館関係者が体験し、授業での学校図書館活用のヒントにつながっています。 学校司書の配置により、学校図書館の蔵書充実や学校図書館運営の平準化や改善、授業支援の強化を図ることができています。また、学校図書館が子どもたちにとって、安らげる場所となるなど様々な役割も担っています。 今後、各学校図書館の利活用を更に推進するため、活用事例等の共有や教員向けの支援など、実効性のある取組を行っていく必要があります。
二次評価 (評価会議による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	事業実績については、数値以外にも成果が出ているので、学校図書館が子どもたちの安らげる居場所となるように取り組んでいることや、支援を受けた学校の教員や子どもたち、支援をした学校司書や区立図書館職員の感想等記述するようご意見をいただきました。 自己評価の「事業目的の適合性」「手法の効率性」「区が実施する妥当性」の3項目については、「5」評価に値するとのご意見をいただきましたので、修正しています。 今後も、学校図書館関係者や子どもたちの声を聞き、学校図書館支援機能のさらなる強化を図っていく必要があります。
三次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	学校司書の配置と区立図書館による学校図書館支援体制の構築により、団体貸出等の充実が図れています。 教育指導要領の改訂を踏まえ、児童生徒の興味・関心等に応じ、主体的な学びにつなげるため、学校図書館が持つ読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を高め、教職員が利活用を促進していく必要があることから、今後は、学校図書館のあり方や活用方法について、ガイドラインの作成や研修等を通じて、さらに支援を強化していく必要があります。

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

評価委員の意見

評価対象事業：学校図書館支援機能の強化

意見記載評価委員名：森嶋 昭伸

- ・平成29年度から、区立小中学校すべてに学校司書が配置され、区立図書館との連携のもと学校図書館支援機能の充実が図られている点は高く評価します。これにより資料の充実、学校図書館の利活用を充実する基盤がつくられていると思います。
- ・その上で、今後の課題として、学校図書館自体の機能の充実が重要と考えます。特に、ICT環境やICT教育の急速な進展に対応した取組（ICTを使った「調べ学習」の推進など）が課題になると考えます。また、夏期休業中等の児童生徒の利用促進なども将来的な課題になるのではないかと思います。そうした課題について、学校司書等の経験交流や校内研修等も望まれます。なお、長期休業中の開館については、一定期間の開館や各アカデミー内での順繰りの開館など、可能な範囲での方向が検討されてもよいと考えます。

意見記載評価委員名：渋谷 恵

- ・区立全ての小学校に学校司書が配置されることで、専門性に基づく蔵書管理や選書、授業支援がなされており、本事業の目的である学校図書館支援機能の強化につながっています。また図書文化財課と教育指導課の連携・協力、区立図書館と学校図書館関係者での情報共有も進められています。特に図書文化財課の職員による学校訪問、図書館職員による学校での調べる学習出張講座等の機会は、相互理解と課題共有、継続的な支援のための関係づくりのために重要な役割を果たしていると思います。訪問した区立小学校においても、区立図書館との連携がみられました。生涯にわたる学習の場としての区立図書館を知るきっかけにもなっているように感じます。
- ・読書を通じて感性や表現力、創造力を育む場として、学校図書館の役割は重要であると思います。また自主的・対話的で深い学びの実現を支える学習の場でもあります。図書館を学校における学習センター・情報センターとして考えたとき、今後、情報検索や活用におけるICTの活用をどのように進めるのか、電子書籍等デジタルメディアの活用をどのように考えるのか、専門性に基づく議論と、広い視点からの位置づけの検討があっても良いかと思います。

意見記載評価委員名：末松 裕基

- 図書の貸出冊数や関係者連絡会への参加者数など数値的に本事業の充実度が示されているだけでなく、学校の教職員より、子どもたちの学習への効果が現れてきているとの反応が示されていることから、本事業が十分に機能していることがわかる。
- 今後は、特に、従来、活字や本に触れる機会の少なかった子どもたちにとって、学校図書館や地域図書館との関わり方にどのような変化が生じてきたかについても少しずつ把握できるとよいと思われる。
- また、学校に限らず、家庭における環境のあり方が、子どもと読書の関係を大きく左右すると思われるため、本事業をきっかけにして、子どもたちの読書に対する保護者の認識や意識がどのように変化しているのかということについても、今後も把握の方法などを検討していったほしい。

今後の取組の方向性

＜評価対象事業名：学校図書館支援機能の強化＞

学習指導要領の改訂を踏まえ、学校図書館が、読書センター、学習センター、情報センターの3つの機能を活かし、児童生徒の興味・関心等に応じ、自発的・主体的に読書や学習を行う場、読書等を介して創造的な活動を行う場となるよう、教職員、児童・生徒の学校図書館利活用を支援します。

1 小学校、中学校への読書支援

区立図書館における学校専用図書等資料整備、団体貸出推進、リサイクル図書の提供のほか、児童・生徒向け読み聞かせやブックトークなどの出張サービス等の充実を図ります。

2 調べる学習支援

児童・生徒、教職員を対象とした調べる学習講座（出張講座含む）を行うとともに、学習した成果を発表できる場として、調べる学習コンクールを開催します。

3 図書館実施事業と学校図書館事業の連携

子ども読書まつりや中高生書評合戦（POPバトル、ビブリオバトル）等と学校図書館の読書週間イベント等の連携・開催等支援を行うことで、乳幼児期から学齢期、青年期へ、また区立図書館から学校図書館へと読書活動が継続し、広がるように支援します。

資料Ⅰ 点検及び評価の経過と予定

年 月	会議等	実施内容（概要）
令和元年 6月24日（月）	第1回評価会議	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員の委嘱 ・評価対象事業の抽出 ・評価方法・スケジュールの確認
6月25日（火）	6月教育委員会臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象等の審議（評価対象事業の決定）
8月5日（月）	第2回評価会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の提示・ヒアリング
8月27日（火）	第3回評価会議	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員の意見の提示 ・評価委員と教育委員との意見交換
12月10日（火）	12月教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・評価報告書内容の審議（教育委員会における点検及び評価結果の決定） ・前年度（平成30年度）の点検及び評価におけるその後の取組状況の報告
令和2年1月	区民文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・評価報告書についての報告

資料Ⅱ 評価委員

点検及び評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、3人の評価委員から意見をいただきました。

氏名	肩書（役職）
森 嶋 昭 伸	元日本体育大学児童スポーツ教育学部教授
渋谷 恵	明治学院大学心理学部教授
末 松 裕 基	東京学芸大学教育学部総合教育科学系准教授

資料Ⅲ 実施要綱

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成21年3月18日
20港教庶第1618号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、港区教育委員会(以下「委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、「港区基本計画」、「港区学校教育推進計画」、「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館サービス推進計画」、「港区子ども読書活動推進計画」及び「港区の教育」に掲載された主要施策及び教育施策上の重要課題とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、毎年度、前年度の前項に規定する事項について点検及び評価を実施する。

2 評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者を評価委員とし、その知見の活用を図る。

(報告等)

第4条 委員会は、別記様式1により、点検及び評価結果の報告書を作成し、港区議会に報告し公表する。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

<参考>

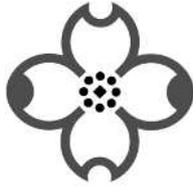
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

区 の 木

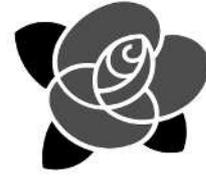


ハナミズキ
ミズキ科
北米原産 外来種
落葉広葉樹

区 の 花



アジサイ
ユキノシタ科
日本(関東南部)原産
落葉広葉樹 1.5~2.0m



バラ
バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる

令和元年度（2019年度）港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書

令和元（2019）年12月発行

刊行物発行番号

31135-7220

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育推進部教育長室

港区芝公園一丁目5番25号

電話 03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。